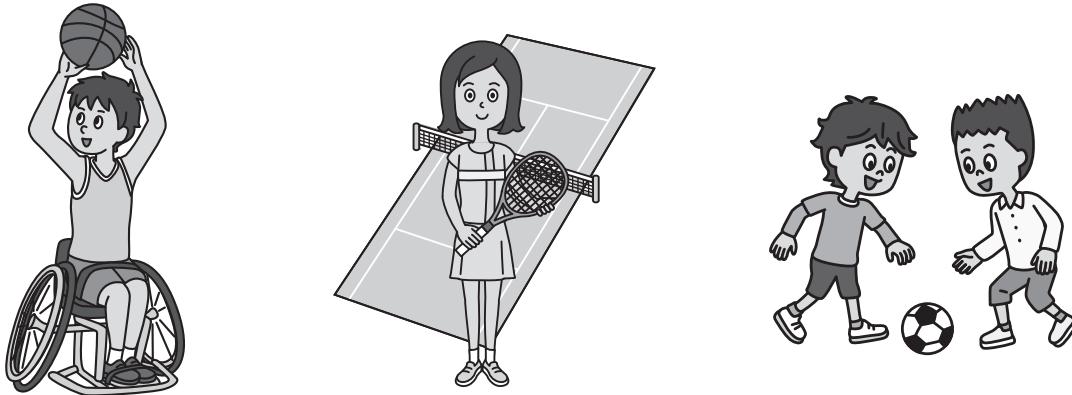


4月1日スタート・6月1日スタート

スポーツファシリティーズ 保険制度のご案内

体育・スポーツ施設等の安心と安全をお届けする保険制度です。



指定管理者制度対応保険

(施設賠償責任保険、受託者賠償)
(責任保険、サイバーリスク保険)

指定管理者制度導入により施設所有者と管理者が異なる場合、
いずれかが本制度にご加入いただければ、共同被保険者として
施設所有者も管理者も本補償対象とすることができます。

保険制度の構成

I スポーツファシリティーズ保険

(施設賠償責任保険+スポーツ災害補償保険)

2026年度よりスポーツ災害補償保険に
「熱中症」も補償対象に追加!

II レジャー・サービス施設費用保険

オプション

III 受託者賠償責任保険

オプション

IV サイバーリスク保険

オプション

[4月1日スタート] 2026年3月13日(金)締切

[6月1日スタート] 2026年5月15日(金)締切

申込締切日

上記申込締切日までに **申し込み** **送金** をお願いします。

※期中でもご加入いただけます。

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容等の主な改定点は裏表紙記載のとおりとなりますので、本パンフレット等とあわせてご確認ください。



公益財団法人 日本スポーツ施設協会

<http://www.jp-sfa.or.jp>



協会HPはこちら



(公財)
日本スポーツ
施設協会

こんな事故に備える

スポーツファ

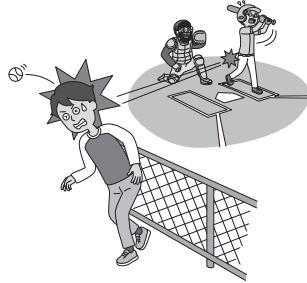
I スポーツファシリティーズ保険

2026年度よりスポーツ災害補償保険に「熱中症」も補償対象に追加!

①施設賠償責任保険

詳しくは ➡ P.4

例. 契約者が所有・管理している自立式案内看板に通常設置すべき重しを設置し忘れたことにより当該看板が横転。近くを走行中の自動車に接触し損害を与えた。

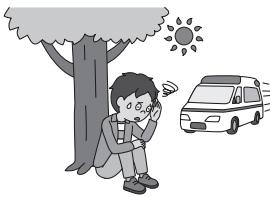


例. 野球の試合を行っていた球場のネットに隙間があり、そこからファウルボールが飛んでいき、通行人にあたりけがをさせた。

②スポーツ災害補償保険

詳しくは ➡ P.4

例. テニスの試合中、ボレーをした際に転倒してアキレス腱を断裂して入院した。



例. 炎天下でサッカーの練習をしていたところ熱中症になった。

見舞金も補償!

・保険制度の趣旨

(公財) 日本スポーツ施設協会の会員及び準会員が所有・使用・管理する体育・スポーツ施設、障がい者スポーツ関係施設や福祉施設に併設されているスポーツ施設（体育館等）において発生した対人事故・対物事故について負担する法律上の賠償責任及び施設において発生したスポーツ活動中の傷害事故に対する見舞金等を組み合わせ補償することによって速やかに被災者の救済を図ることにより、スポーツの振興に寄与するための保険制度です。

・加入対象者

(公財) 日本スポーツ施設協会の会員及び準会員が加入対象者となります。

会員 • (公財) 日本スポーツ施設協会の会員として登録している団体(都道府県体育・スポーツ施設協会)、施設、法人(特別会員)であること。
• 都道府県体育・スポーツ施設協会に登録している市区町村が設置及び所有している施設及びその施設を管理・運営している指定管理団体等であること。

準会員 • 上記会員として登録はしていないが、体育・スポーツ施設を設置及び所有している都道府県／市区町村またはその施設を管理・運営する団体のいずれかが会員として登録している、非登録団体をいう。

現在、加入対象でない施設・団体も入会の上、本保険制度にご加入いただくことが可能です。会員・非会員等の詳細については、(公財) 日本スポーツ施設協会にお問い合わせください。

なら！

シリティーズ保険！

＼おすすめ／

II レジャー・サービス施設費用保険

オプション



詳しくは → P.5

例. 柔道で投げられ
てしりもちをついて
倒れ、後頭部を強打
して通院した。

例. 子供が観客席の
階段を走って転倒し、
お尻を強打したため
通院した。



レジャー・サービス施設費用保険は練
習・競技・指導中以外（観戦・応援など）
の事故も補償されます！

入院だけでなく通院まで幅広くカバー
できてさらに安心！

この機会にご加入をおすすめします！

②スポーツ災害補償保険との違いは下の表をご覧ください。



②スポーツ災害補償保険と II レジャー・サービス施設費用保険 適用範囲の違い

事故発生状況	事故例	死亡	入院	通院	死亡	入院	通院
練習・競技中 指導中	練習・競技中にケガ 指導中にケガ	○	○	×	○	○	×
練習、 競技、 指導中以外	野外劇場の客席内で、観客が階段後方から偶然他の 観客に押されて負傷した。 スイミング・スクールの更衣室のスノコに引っかかったバッグの紐に足を取られて転倒し、膝・腕・頭を打った。 施設内で足がもつれ、近くにあったベンチに額をぶつけて裂傷を負った。	×	×	×	×	×	×

＼おすすめ／

オプション

III 受託者賠償責任保険

オプション



詳しくは → P.6

例. 利用者から預かったメガネを誤って落として破損させてしまった。
(Aタイプ)



例. 移動式バスケットゴールを設置する際、誤って壁にぶつけて穴を開けてしまった。(Bタイプ)

IV サイバーリスク保険

オプション



詳しくは → P.7

例. 事務職員が自宅で作業に使用したパソコンがウイルスに感染し、パソコン内に保存していた個人情報が流出した。



例. メール配信サービスで、あて先を非表示にして配信すべきところ、誤って全登録者のメールアドレスと氏名を表示して配信した。

※スポーツ災害補償保険は練習・競技中、指導中の「熱中症」も補償されますが、レジャー・サービス施設費用保険は練習・競技中、指導中かどうかを問わず、補償されません。

1 保険制度の内容

I スポーツファシリティーズ保険

(①施設賠償責任保険 + ②スポーツ災害補償保険がセットになった保険です。)

① 施設賠償責任保険 (スポーツファシリティーズ保険制度特約・人格権侵害担保特約・指定管理者特約付帯)

被保険者 (公財)日本スポーツ施設協会の会員または準会員でこの保険に加入手続きを行った方 (記名被保険者)、記名被保険者の役員・使用人等、指定管理業務の全部または一部を受託した事業者、施設の所有者をいいます。



〈指定管理者制度対応保険〉

施設所有者と管理者が異なる場合、いずれかが本制度にご加入いただいていれば、共に被保険者として施設所有者も管理者も本補償を受ける対象者 (被保険者) となります。

体育・スポーツ施設の管理者は、施設・設備の不備及び管理上の瑕疵があった場合ならびに体育・スポーツ施設側の指導上の過失により、他人に損害を与えた場合、国家賠償法あるいは民法709条、715条等の規定により損害賠償の責任を負うことになります。

本保険は、保険期間中に記名被保険者が、所有・使用・管理する体育・スポーツ施設 (付属施設、エレベーター、エスカレーターを含む) の欠陥や施設の指導員による指導等仕事の遂行に起因して他人の身体・生命を害したり、他人の財物を損壊した場合に、被保険者が**法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。**

指定管理者特約が付帯されていますので管理下財物^{*1}の損壊等^{*1}について、その財物につき正当な権利を有する者に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る被害に対しても保険金をお支払いします。

* 1 管理下財物、損壊等の定義については、P.17をご参照ください。施設利用者からの預り物、受託・管理している建物の損壊等については、受託者賠償責任保険 (オプション) への加入が必要です。

また、対象施設の所有・使用・管理や施設の用法に伴う「仕事」の遂行に伴う不当な身体の拘束または口頭・文書・図画等による表示 (以下「不当行為」といいます。) によって、**他人の自由・名誉またはプライバシーを侵害したことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。**ただし、その不当行為が保険期間中に日本国内において行われた場合に限ります。

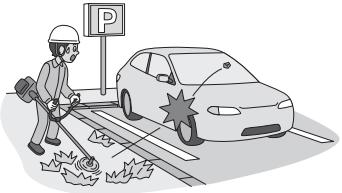
② スポーツ災害補償保険 (スポーツ災害補償特約・入院医療補償)

2026年度より「熱中症」も補償!

被保険者 (公財)日本スポーツ施設協会の会員または準会員で、この保険の加入手続きを行った方をいいます。

体育・スポーツ施設内において保険期間中にその施設の利用者が**アマチュアスポーツの練習、競技もしくは指導中等**に、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被ったり熱中症となり、体育・スポーツ施設の管理者が災害補償規程等に基づき見舞金を支払う場合、その見舞金に対して保険金をお支払いします。

上記以外の事故につきましては保険金をお支払いすることができませんので、②で補償の対象外となる事故について補償をご希望の場合は別途**「レジャー・サービス施設費用保険」**にご加入ください。(→P.5)



例：駐車場でハンディタイプの草刈機で作業中、飛び石により駐車中の車にあたり損害を与えた。



例：バレーボールの練習中、ジャンプをして着地の際に足首をひねって入院した。

この保険は、(公財)日本スポーツ施設協会を契約者とする施設賠償責任保険、スポーツ災害補償保険、レジャー・サービス施設費用保険、受託者賠償責任保険、サイバーリスク保険の団体契約です。保険証券を請求する権利及び保険契約を解約する権利等は、原則として(公財)日本スポーツ施設協会が有します。

・加入タイプと保険金額（支払限度額）

I スポーツファシリティーズ保険

加入タイプ 補償内容		A	B	C	D	E	F	G	H
① 施設賠償責任保険 ^{*1}	対人賠償(免責金額なし)	1名につき 5億円		3億円		1億円		3,000万円	
	1事故につき 10億円		5億円		3億円		1.5億円		
	対物賠償(免責金額なし)	1事故につき 5億円		2億円		1億円		1億円	
	人格権侵害(免責金額なし)	1名につき 1事故／保険期間中 50万円		1,000万円／1,000万円					
② スポーツ災害補償保険	被災者 1名につき	死亡・後遺障害 ^{*2} 200万円		200万円		200万円		200万円	
		医療補償 保険金日額 ^{*3} 2,500円		2,500円		2,500円		2,500円	

* 1 指定管理者特約の管理下財物の損壊等の支払限度額は、対物賠償の支払限度額と同じ（共有）となります。

* 2 後遺障害補償保険金は、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害補償保険金額の4%～100%をお支払します。

* 3 入院した治療日数に対する医療補償保険金のみを支払うものとし、入院しない治療日数に対する医療補償保険金は支払いません。

通院見舞費用にも対応でさらに安心！

II レジャー・サービス施設費用保険

オプション

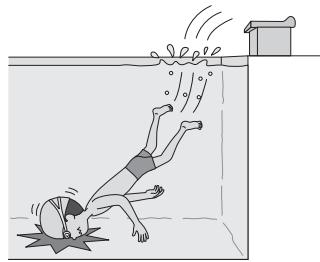
（単独ではご加入できません）

被保険者（公財）日本スポーツ施設協会の会員または準会員でこの保険に加入手続きを行った方（記名被保険者）のみとなります。

被保険者に賠償責任が発生しない場合でも以下の災害にあった利用者に対して被保険者が対応費用・見舞費用等を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

- (1) 保険期間中に発生した火災、落雷、破裂または爆発、風水雪災、ひょう災、対象施設の外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊により、対象施設内の建物、工作物等が損害を受けた場合、被保険者が災害への対応に要する費用（被災者傷害見舞費用・被災者対応費用・災害広告費用）を負担したことによる損害について保険金をお支払いします。
- (2) 保険期間中に対象施設内において発生した(1)以外の急激かつ偶然な外来の事故によって利用者が身体に傷害を被った場合に被保険者が傷害見舞費用を負担したことによる損害に対しても保険金をお支払いします。

(注) いずれも、事故発生日から1年以内に、被保険者が負担した費用に限ります。また、被保険者が損害賠償金として負担した、被災者傷害見舞費用・傷害見舞費用、被災者対応費用につきましては、お支払いの対象となりませんのでご注意ください。



例：スイミングプールで飛び込んだ際、プールの底に前歯をぶつけて欠損した。

・加入タイプと支払限度額

II レジャー・サービス施設費用保険

次の2つのタイプからお選びください。

補償項目	加入タイプ	
	a	b
被災者傷害見舞費用・傷害見舞費用	死亡・後遺障害見舞費用；被災者1名につき最高50万円 入院見舞費用；被災者1名につき入院期間に応じ2～10万円 通院見舞費用；被災者1名につき通院日数に応じ1～5万円	
被災者対応費用	1事故あたり100万円×被災者数	1事故あたり200万円×被災者数
災害広告費用	1事故につき100万円	1事故につき500万円

Ⅲ 受託者賠償責任保険



(単独ではご加入できません)

被保険者 〈Aタイプ〉 (公財) 日本スポーツ施設協会の会員または準会員でこの保険に加入手続きを行った方 (記名被保険者)、記名被保険者の役員・使用人等、指定管理業務の全部または一部を受託した事業者、指定管理施設の所有者、保険証券記載の記名被保険者に指定管理施設の管理を委託した者をいいます。

〈Bタイプ〉 指定管理業務の全部または一部を受託した事業者



〈指定管理者制度対応保険〉

施設所有者と管理者が異なる場合、いずれかが本制度にご加入いただいていれば、共同被保険者として施設所有者も管理者も本補償を受ける対象者 (被保険者) となります。

〈Aタイプ〉

保険期間中に記名被保険者が所有・使用・管理する**体育・スポーツ施設の利用者からの受託物を同施設内で保管している間に発生した事故***¹により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

*¹ 受託物を損壊 (滅失、破損または汚損) し、紛失し、または盗取・詐取されることをいいます。

〈Bタイプ〉

保険期間中に**受託・管理している建物**を損壊*²したこと等により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

*² 次のいずれかに該当する事由による指定管理施設の損壊をいいます。

①火災

②破裂または爆発 (気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。)

③給排水設備 (スプリンクラ設備・装置を含みます。) に生じた事故に伴う漏水、放水または出水による水濡れ

④指定管理業務の遂行

加入タイプと支払限度額

Ⅲ 受託者賠償責任保険

〈Aタイプ〉

タイプ	A
支払限度額 (1事故・保険期間中) (免責金額なし)	50万円 * 貨紙幣、貴金属製品等については10万円



例. 利用者から預かったメガネを誤って落として破損させてしまった。(Aタイプ)

〈Bタイプ〉

タイプ	B-1	B-2	B-3	B-4
支払限度額 (1事故・保険期間中) (免責金額なし)	5,000万円	3,000万円	1,000万円	500万円



例. 移動式バスケットゴールを設置する際、誤って壁にぶつけて穴を開けてしまった。(Bタイプ)

※契約タイプ (支払限度額) は受託・管理建物の価額を参考にお選びください。

IV サイバーリスク保険（指定管理者向け）



（単独ではご加入できません）

（サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン））

被保険者（公財）日本スポーツ施設協会の会員または準会員での保険に加入手続きを行った方（記名被保険者）、記名被保険者の役員・使用人（ただし、記名被保険者の業務に関する場合に限ります。）、記名被保険者から指定管理業務の全部または一部を受託した事業者、施設の所有者をいいます。



〈指定管理者制度対応保険〉

施設所有者と管理者が異なる場合、いずれかが本制度にご加入いただいている場合は、共同被保険者として施設所有者も管理者も本補償を受ける対象者（被保険者）となります。

情報の漏えいまたはそのおそれ^{*1}について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

また、情報の漏えいまたはそのおそれ^{*1}や、それを引き起こすおそれのあるサイバー攻撃等に起因して事故対応期間^{*2}内に生じた**サイバー攻撃対応費用・再発防止費用等や訴訟対応費用のサイバーセキュリティ事故対応費用**を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。

* 1 指定管理業務^{*3}に伴って取得したものに限ります。

* 2 事故対応期間の定義はP.18をご参照ください。

* 3 記名被保険者が地方公共団体による指定に基づき行う公の施設の管理業務をいいます。

加入タイプと支払限度額

IV サイバーリスク保険

支払限度額（免責金額：なし）		
損害賠償責任^{*4 *5 *6}	1請求／保険期間中	1億円
サイバーセキュリティ 事故対応費用^{*7}	1事故／保険期間中	3,000万円 (P.19～20を参照)



例：事務職員が顧客情報を無断で持ち出し、名簿業者に売却した。

* 4 保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限ります。

* 5 日本国で発生した情報の漏えいまたはそのおそれ^{*1}について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。

* 6 メール送受信等賠償責任担保特約が付帯されていますので、被保険者が日本国内において行うホームページの運営・管理業務・電子メールの送受信業務（記名被保険者による指定管理業務に関するものに限ります。）に伴い、次の事由により発生した他人の事業の休止・阻害、プログラム・データの滅失・破損または人格権侵害等（ただし、情報の漏えいまたはおそれによるものを除きます。）に起因する賠償責任も補償します。

①コンピュータ・ウイルスの感染 ②他者による不正アクセス ③被保険者が電子メールで発信したプログラム・データのかしながら、支払限度額・免責金額は「損害賠償責任」に関する補償と同じ（共有）となります。

* 7 保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故^{*8}を保険期間中に発見した場合（訴訟対応費用については、保険期間中に被保険者に対する損害賠償請求がなされた場合）に限ります。

* 8 セキュリティ事故・風評被害事故の定義についてはP.18をご参照ください。

2 掛金表（ご加入者の負担金）・計算方法

I スポーツファシリティーズ保険（施設賠償責任保険・スポーツ災害補償保険部分^{*1)}

掛 金 表

〈一般体育施設〉

施設コード ^{*2}			施設の種類	加入タイプ 掛金算出 基礎数字 ^{*2}
施設グループ コード	詳細施設 コード	基礎単位 コード		
01	01	01	水泳プール・アイススケート場	入場者1名につき
	02	01	ローラースケート場・射撃場・アーチェリー場・弓道場等	
02	01	01	屋外体育施設	体育施設の敷地面積1m ² につき
		02		上記以外の敷地面積1m ² につき
03	01	01	屋内体育施設 (建築面積7,000m ² 未満)	体育を行う床面積1m ² につき
		02		上記以外の床面積1m ² につき
04	01	01	各種公園・キャンプ場	敷地面積1m ² につき
05	01	01	宿泊施設	屋内延べ面積1m ² につき
06	01	01	ゴルフ場	敷地面積1haにつき
	02	02		屋内延べ面積1m ² につき
	03	03		1台につき
07	01	01	スキー場	敷地面積1haにつき
	02	02		付属ロッジ
	03	03		ジャンプ台
	04	04		人工スキー場
	05	05		リフト・ロープトート等
08	01	01	ボート場	ボート場として使用される水面積1m ² あたり
	02	02		ボート
	03	03		艇庫・休憩施設
09	01	01	アスレチックコース	敷地面積1m ² につき
10	01	01	ハイキングコース等・ジョギングコース・オリエンテーリングコース	コース1mにつき
11	01	01	ヨットハーバー	水面積1m ² につき
		02		1隻につき
		03		敷地面積1m ² につき
12	01	01	海水浴場等	砂浜・岸辺および遊泳区域の面積1m ² につき
		02		
13	01	01	駐車場	敷地面積1m ² につき
14	01	01	屋内体育施設 (建築面積7,000m ² 以上)	体育施設の床面積1m ² につき
		02		上記以外の床面積1m ² につき
15	01	01	文化施設	施設内建物総床面積1m ² につき
		02		
16	01	01	スポーツクライミング施設（屋外）	敷地面積1m ² につき
		02	スポーツクライミング施設（屋内）	

●スポーツクライミング施設は、クライミングボード（人工壁を屋内外に設置）で安全のための装備を使用し、競技性、身体運動を目的として利用される施設のことをいいます。なお、体育館の壁や公園内の一部にクライミングボードが設置されている場合、体育館または公園の一部として取扱います。

〈学校開放中の学校体育施設〉

施設コード ^{*2}			施設の種類	加入タイプ 掛金算出 基礎数字 ^{*2}
施設グループ コード	詳細施設 コード	基礎単位 コード		
a	01	01	屋内体育施設・屋外体育施設	1校につき
b	01	01	プール	開放中の入場者1人につき

* 1 掛金には、制度維持費が含まれています。詳しくはP.21～22「掛金表内訳」をご参照ください。

* 2 施設コードは加入依頼書に必ずご記入ください。掛金算出基礎数字は把握可能な最近の会計年度等の数字とします。保険期間終了後の確定精算は行いません。ご申告いただいた掛金算出基礎数字が把握可能な最近の会計年度等の掛金算出基礎数字に不足していた場合には、その不足する割合により保険金を削減することがあります。

(単位：円)

A	B	C	D	E	F	G	H
1.86	1.51	1.65	1.30	1.42	1.07	1.08	0.73
4.05	2.25	3.72	1.92	3.41	1.61	2.99	1.19
0.87	0.76	0.76	0.65	0.65	0.54	0.52	0.41
84.05	57.05	75.87	48.87	67.30	40.30	54.99	27.99
8.84	8.84	7.58	7.58	6.34	6.34	4.65	4.65
84.05	57.05	75.87	48.87	67.30	40.30	54.99	27.99
8.84	8.84	7.58	7.58	6.34	6.34	4.65	4.65
0.87	0.76	0.76	0.65	0.65	0.54	0.52	0.41
15.21	9.71	13.82	8.32	12.43	6.93	10.34	4.84
486.7	326.7	440.0	280.0	394.0	234.0	328.0	168.0
14.64	9.14	13.33	7.83	11.98	6.48	10.00	4.50
—	18151	—	14014	—	10178	—	6944
11054	1554	10831	1331	10605	1105	10261	761
15.21	9.71	13.82	8.32	12.43	6.93	10.34	4.84
20.16	11.64	18.49	9.97	16.89	8.37	14.62	6.10
1.86	1.51	1.65	1.30	1.42	1.07	1.08	0.73
708.08	653.08	614.52	559.52	518.05	463.05	372.23	317.23
0.87	0.76	0.76	0.65	0.65	0.54	0.52	0.41
2889	389	2830	330	2800	300	2770	270
13.58	8.08	13.33	7.83	11.98	6.48	10.00	4.50
4.05	2.25	3.72	1.92	3.41	1.61	2.99	1.19
1.72	1.50	1.51	1.29	1.29	1.07	1.01	0.79
20.65	11.45	19.01	9.81	17.30	8.10	15.41	6.21
2889	389	2830	330	2800	300	2770	270
4.05	2.25	3.72	1.92	3.41	1.61	2.99	1.19
6.04	3.29	5.57	2.82	5.17	2.42	4.50	1.75
—	0.76	—	0.65	—	0.54	—	0.41
6.47	4.67	5.81	4.01	5.17	3.37	4.28	2.48
0.87	0.76	0.76	0.65	0.65	0.54	0.52	0.41
—	8.33	—	6.45	—	4.82	—	3.51
—	30.38	—	23.46	—	17.16	—	11.89
87.02	85.22	68.24	66.44	50.91	49.11	36.62	34.82
112.22	85.22	93.44	66.44	76.11	49.11	61.82	34.82

●ドーム型体育施設（※）については建築面積を問わず「屋内体育施設（建築面積7,000m²以上）」でお引き受けください。

（※）ドーム型体育施設とは、野球場やサッカー場等の大型の施設であり、「エアードーム工法、注入ドーム工法」など、特定の工法で施工されている屋内体育施設を指します。

(単位：円)

A	B	C	D	E	F	G	H
31082	21582	27990	18490	25780	16280	20800	11300
1.69	1.34	1.53	1.18	1.42	1.07	1.05	0.70

※季節によって使用方法が異なる施設につきましては、代理店までお問い合わせください。

※施設賠償責任保険では、自動車の所有・使用または管理に起因する事故はお支払の対象になりません。

I スポーツファシリティーズ保険

掛金計算方法

- ① 施設賠償責任保険、スポーツ災害補償保険の掛金は施設の種類ごとに、入場者数あるいは施設の面積等を基礎に算出します。また、掛金は1円の位を四捨五入して10円単位としてください。

例 同一構内で水泳プール施設と屋内体育施設が混在しており、以下の条件で加入する場合

屋内体育施設の延べ面積	6,000m ²
体育を行う床面積	2,000m ²
水泳プールの専用面積	1,000m ²
水泳プールの年間入場者数	100,000人
駐車場の面積	1,000m ²
タイプ	Cタイプに加入 (駐車場はDタイプ)

●屋内体育施設
・体育を行う部分 : $2,000\text{m}^2 \times 75.87\text{円} = 151,740\text{円}$ …①
・体育を行わない (体育を行う床面積、水泳プール専用面積を除く) 部分 : $(6,000\text{m}^2 - 2,000\text{m}^2 - 1,000\text{m}^2) \times 7.58 = 22,740\text{円}$ …②
●水泳プール施設 100,000人×1.65円=165,000円…③
●駐車場 1,000m ² ×0.65円=650円…④

$$(年間掛金) \quad ① + ② + ③ + ④ = 340,130\text{円}$$

- ② 中途加入の場合は、施設の種類ごとに次のとおり計算します。(施設グループコードについては、P.8～9の掛け金表をご参照ください。)

施設グループコード	掛金算出基礎数字	計算方法
01、07 (詳細施設コード: 04、05)、b	入場者、定員など	未経過期間に対応する最近の会計年度等の同期間における入場者数を基礎数字として計算してください。月割計算はしません。
02～06、07(詳細施設コード: 01、02、03)、 08～16、a	面積、学校数など	残りの保険期間の月数により、月割計算します。

- ③ 施設ごとに異なる加入タイプを選択することができます。

Ⅱ レジャー・サービス施設費用保険

オプション

掛金表

施設コード ^{*1}			施設の種類	掛金算出 基礎数字 ^{*1}	加入タイプ	
施設 グループ コード	詳細施設 コード	基礎単位 コード			a	b
01	01	01	水泳プール、スケート場	入場者1名	2.62	2.72
	02	01	射撃場、アーチェリー場、弓道場 テニスコート ゴルフ場 スキージャンプ台 屋内人工スキー場			
02	01	01	屋外体育施設 陸上競技場、運動広場、相撲場、球技場、野球場、バレーコート、馬場	入場者1名	1.35	1.44
	02	01	スキー場 ※屋内人工スキー場はグループ1			
	03	01	ドーム型体育施設 専ら、屋外スポーツを目的としたドーム型の体育施設			
03	01	01	屋内体育施設 体育館、柔剣場、相撲場、レスリング場、ボクシング場、 フェンシング場、ボーリング場	床面積 1m ²	66.04	68.65
04	01	01	各種公園、キャンプ場 アスレチックコース ハイキングコース、ジョギングコース、オリエンテーリングコース ポート場（ポートを含む）	入場者1名	1.19	1.20
05	01	01	宿泊施設、山荘（ロッジ、ヒュッテ）、合宿所 スキー場付属ロッジ	屋内延面積 1m ²	12.16	13.26
06	01	01	ゴルフ場クラブハウス ※ゴルフ場はグループ1	屋内延面積 1m ²	2.71	3.06
07	01	01	スキー場リフト・ロープト－ ※屋内スキー場はグループ1 付属ロッジはグループ5 ジャンプ台はグループ1	定員1名	277.72	297.25
08	01	01	ヨットハーバー	水面積 1m ²	2.71	3.06
09	01	01	海水浴場等 海水浴場	砂浜・岸辺・遊泳 区域の面積 1m ²	2.71	3.06
	02	01	河川・湖沼の遊技場			
10	01	01	駐車場	入場者1名	1.35	1.44
11	01	01	文化施設 児童館、公民館、市民会館、文化センター、美術館、集会場、展示場、博物館	建物総床面積 1m ²	8.00	11.00
	02	01	福祉施設 老人センター、国民宿舎	建物総床面積 1m ²	14.00	19.00
12	01	01	スポーツクライミング施設	建物総床面積 1m ²	41.36	58.28

* 1 施設コードは加入依頼書に必ずご記入ください。掛金算出基礎数字は把握可能な最近の会計年度等の数字とします。保険期間終了後の確定精算は行いません。

※学校開放中の体育施設については、使用の状況に応じて上記料率を適用ください。

Ⅳ レジャー・サービス施設費用保険

掛金計算方法

- ① 掛金は体育施設の種類ごとに、入場者・定員あるいは体育施設の面積を基礎に算定します。なお、掛金は施設ごとに1円位を四捨五入して10円単位にしてください。

※入場者数の把握ができない場合等については下表により換算することができます。

屋内スキー場	敷地面積 1m ²	5名	各種公園	敷地面積 1m ²	0.5名
テニスコート	敷地面積 1m ²	1名	キャンプ場	敷地面積 1m ²	1名
陸上競技場	敷地面積 1m ²	1.5名	アスレチックコース	敷地面積 1m ²	3名
運動広場	敷地面積 1m ²	3名	ハイキングコース等	コース 1m	2名
野球場・球技場	敷地面積 1m ²	1.5名	ポート場	水面積 1m ²	0.5名
バレーコート	敷地面積 1m ²	5名	駐車場	敷地面積 1m ²	1.5名

例 駐車場で以下の条件で加入する場合（入場者数の把握ができない場合）

駐車場の面積	1,000m ²	→	1,000m ² →1,500名に換算 (年間掛金) 1,500名×1.44円=2,160円
タイプ	bタイプに加入		

- ② 中途加入の場合は、施設の種類ごとに次のとおり計算します。（施設グループコードについては、P.11の掛金表をご参照ください。）

施設グループコード	掛金算出基礎数字	計算方法
01、02、04、07、09、10	入場者または定員	未経過期間における見込み入場者数を基礎数字として計算してください。月割計算はしません。
03、05、06、08、11、12	面積	残りの保険期間の月数により、月割計算します。

- ③ 施設ごとに異なる加入タイプを選択することができます。

III 受託者賠償責任保険 オプション

掛金表

〈Aタイプ〉 施設利用者から預かった物を保管中に損壊、紛失、盗取・詐取されたことによる賠償責任

タイプ	A
保険料	施設利用者1名あたり18円

〈Bタイプ〉 受託・管理している建物を損壊したこと等による賠償責任

タイプ	B-1	B-2	B-3	B-4
保険料	木造	61,000円	36,600円	12,200円
	非木造	26,000円	15,600円	5,200円

掛金計算方法

〈Aタイプ〉

- ① 掛金は、施設毎の施設利用者数を基に算出します。
- ② 中途加入の場合は、未経過期間における見込み入場者数を基礎数字として計算してください。月割計算はしません。

〈Bタイプ〉

- ① 掛金は、契約タイプに応じて決まっています。
- ② 中途加入の場合は、年間掛金に（未経過月数）／12をかけて算出してください。

IV サイバーリスク保険 オプション

掛金表

運営管理受託費	～4,000万円未満	4,000万円以上～5,000万円未満	5,000万円以上～6,000万円未満	6,000万円以上～7,000万円未満	7,000万円以上～8,000万円未満	8,000万円以上～9,000万円未満	9,000万円以上～1億円未満
保険料	30,000円	38,570円	46,290円	54,000円	61,710円	69,430円	77,160円
運営管理受託費	1億円以上～2億円未満	2億円以上～3億円未満	3億円以上～4億円未満	4億円以上～6億円未満	6億円以上～8億円未満	8億円以上～10億円未満	10億円以上～
保険料	154,300円	175,670円	197,040円	228,440円	248,490円	268,560円	お問い合わせください

掛金計算方法

- ① 掛金は、指定管理契約毎の運営管理受託費を基に算出します。
- ② 中途加入の場合は、年間掛金に（未経過月数）／12をかけて算出ください。

代理店まで以下の資料のご提示をお願いいたします。

指定管理業務における「運営管理受託費」（指定管理料）がわかる資料

なお、ご申告いただいた運営管理受託費がご加入当時に把握可能な最近の会計年度の運営管理受託費に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により、保険金を削減してお支払することになりますので、ご注意ください。

3 ご加入について

① 加入依頼書の送付

所定の加入依頼書に必要事項をご記入の上、告知事項申告書、加入依頼書本紙全ページを担当代理店に郵送してください。(お客様控の郵送は不要です。)

I スポーツファシリティーズ保険 **II レジャー・サービス施設費用保険** **III 受託者賠償責任保険 (Aタイプのみ)**
掛金の基礎単位を「入場者数」とする施設 (P.8 ~ 9, 11の掛金表の「掛金算出基礎数字」欄をご参照ください) については、**最近の会計年度等の入場者実績を確認できる公表資料・客観的資料**を併せて送付してください。

IV サイバーリスク保険

指定管理業務における**「運営管理受託費」(指定管理料)を確認できる資料**を併せて送付してください。

送付先 担当代理店

② 掛金の送金

次ページ以降に従って掛金を算出し、下記指定口座に送金してください。

(払込手数料は払込人負担となります。)

※加入者番号のわかる方は、振込人名の前に加入者番号を記入または入力してください。

口座名：公益財団法人日本スポーツ施設協会

a. 銀行振込の場合

みずほ銀行 四谷支店 (036) 普通預金口座 (1172055)

b. 郵便振替の場合

00160-0-10679

③ 保険責任期間

		掛金送金締切	加入依頼書提出締切	補償期間
新規加入・ 更新加入	4月1日 スタート	2026年3月13日(金)	2026年3月13日(金) 幹事代理店(海上商事)必着	2026年4月1日午後4時から 2027年4月1日午後4時まで*1
	6月1日 スタート	2026年5月15日(金)	2026年5月15日(金) 幹事代理店(海上商事)必着	2026年6月1日午後4時から 2027年6月1日午後4時まで*1
中途加入 <small>(※既加入者が追加申込みする分を含みます。)</small>	4月1日 スタート	補償開始前月15日まで	補償開始前月15日まで	掛金着金日の翌月1日前0時から 2027年4月1日午後4時*2まで
	6月1日 スタート			掛金着金日の翌月1日前0時から 2027年6月1日午後4時*2まで

※中途加入の補償開始日は掛金着金日の翌月1日となります。

* 1 スポーツ災害補償保険の保険期間は、4月1日スタートの場合は2026年4月1日前0時から2027年3月31日午後12時まで、6月1日スタートの場合は2026年6月1日前0時から2027年5月31日午後12時までとなります。

* 2 スポーツ災害補償保険の場合は、4月1日スタートの場合は2027年3月31日午後12時まで、6月1日スタートの場合は2027年5月31日午後12時までとなります。

※加入者が送金手続きを行ってから、当協会の口座に着金するまで数日を要するため、数日の余裕をもって掛金をお振込みいただきますようお願いします。

※加入依頼書提出・掛金送金が締切に間に合わない場合には、中途加入となり翌月1日の補償開始となることがありますので、ご注意ください。

④ 加入者証の発送

掛金の振込み内容を確認後、(公財)日本スポーツ施設協会からご加入者様宛に加入者証を送付いたします。(保険始期翌月以降)

4 よくある照会

〈補償内容〉

施設賠償責任保険とスポーツ災害補償保険に共通のもの

- Q この保険の対象となる体育・スポーツ施設の具体的種類をあげて下さい。
- A (公財)日本スポーツ施設協会の会員及び準会員が所有・使用・管理するすべての体育・スポーツ施設が対象となります。
- Q 損害賠償金に対する補償と見舞金に対する補償の関係を説明して下さい。
- A 一旦事故が発生した場合、まず、見舞金が保険で補償されます。更に、その事故について、体育・スポーツ施設の所有・管理者等が法律上の損害賠償責任を負担し、被害者に損害賠償金を支払う場合は、損害賠償金も賠償責任保険で補償されます。したがって、賠償事故の場合は、損害賠償金と見舞金が補償され、体育・スポーツ施設の所有・管理者等に責任のない事故の場合は見舞金だけが補償されます。
- Q 施設の管理者が保険期間の途中で変更される場合、変更手続きはどのようにになりますか？
- A 加入者が施設の管理者である場合は改めて本保険をご加入いただく必要があります。その場合は、現在ご加入いただいている保険から解約することとなります。(解約手続き、返戻金の計算方法につきましては、取扱代理店へお問い合わせください。)

施設賠償責任保険のみに関するもの

- Q 事故が発生し、その事故の責任をめぐって紛争が生じた場合はどのように解決するのですか？
- A 裁判あるいは当事者間の話し合いにより、解決することになります。紛争解決にあたっては、保険会社がご支援いたします。示談交渉は行えませんが、保険会社の同意を得たうえで、弁護士に交渉を依頼することも可能です。

スポーツ災害補償保険のみに関するもの

- Q 食中毒も対象になりますか？
- A 中毒症状で、本保険の対象となるのは、ガス中毒のように有毒ガス（または有毒物質）によるもので、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は対象になりません。食物の中に毒物が混入していた場合の中毒症状は本保険の対象になります。ただし、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状は除きます。
- Q 災害補償の規定とは、どのような規定でしょうか？
- A 施設において定めている一定の基準で補償を行う規定を指します。

〈手続きについて〉

- Q 駐車場のある施設について加入する場合は、どのように手続きをすればよいでしょうか？
- A 駐車場部分の補償の必要有無をご確認の上で補償が必要である場合は、駐車場の施設コードを用いて適切にお手続きをお願いいたします。
- Q 中途加入したいとき、施設が追加となった場合はどのように手続きすればよいでしょうか？
- A 新規加入と同様にお手続きを行う必要があります。お手数ですが取扱代理店へお問い合わせください。
- Q 施設が建て替えのため取り壊しになった場合は、どのように手続きすればよいでしょうか？
- A 解約のお手続きを行う必要があります。お手数ですが取扱代理店へお問い合わせください。
- Q 加入者証はいつ頃加入者へ届きますか？
- A 保険始期翌月以降に(公財)日本スポーツ施設協会から発送いたします。
- Q 払込手数料は差し引いて入金してよいですか？
- A 払込手数料は、加入施設様にご負担いただいております。払込手数料は差し引かずにお振込みください。

5 補償内容の詳細

詳細は団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

※補償内容の詳細はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。

I スポーツファシリティーズ保険

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに、被保険者が災害補償規程等に基づき、災害補償金を負担することによって被る損害に相当する金額を限度に、補償保険金をお支払いします。

	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合※
（スポーツファシリティーズ保険制度特約・人格権侵害担保特約・指定管理者特約付帯）施設賠償責任保険	<p>【お支払いする保険金、お支払い方法】</p> <p>(1) 次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。</p> <p>①法律上被害者に支払うべき損害賠償金（治療費、慰謝料、修理費、等） ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の承認が必要になります。</p> <p>※管理下財物の損壊等については、引受保険会社が支払う保険金の額は、損壊等の生じた地および時ににおける管理下財物の価額（同一種類、同年式で同じ損耗度の財物の市場販売価格相当額をいいます。）を超えないものとします。</p> <p>②万一訴訟になった場合の弁護士報酬などの争訟費用 ※引受保険会社の書面による同意が必要になります。</p> <p>③損害賠償責任がないと判明した場合において、応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用またはあらかじめ引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用</p> <p>④引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出された費用</p> <p>⑤他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全または行使手続のため、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用</p> <p>(2) 保険金のお支払い方法 上記①の損害賠償金については、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。</p>	<p>①被保険者に損害賠償責任のない事故 ②被保険者の使用者が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任 ③体育施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害（ただし、体育施設の従業員が日常的に行う簡単なメンテナンス程度の作業はここでいう「工事」とはみなしません。） ④自動車、原動機付自転車、施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）・動物等の所有、使用または管理に起因する損害 ⑤他人との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 ⑥日本国外において発生した事故に起因する損害 ⑦排水または排気（煙を含みます）に起因する賠償責任 ⑧スプリンクラーからの内容物の漏出・いっ出 ⑨記名被保険者の占有を離れた次に掲げるもの 　ア、商品または飲食物 　イ、施設外にあるアに規定するもの以外の財物 ⑩汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出・放出（ただし、突発的な事故を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、通知されたものは、お支払いの対象となります。）または廃棄物の不法投棄・不適正な処理 ⑪石綿または石綿の代替物質（それらを含む製品を含みます）の発がん性その他の有害な特性に起因する損害 ⑫核燃料物質（使用済燃料を含みます）、核原料物質、放射性元素もしくは放射性同位元素等による有害な特性またはその作用に起因する損害（放射能汚染、放射線障害を含みます）。ただし、医学・産業用の放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬で法令違反がなかった場合に生じた原子核反応、原子核の崩壊・分裂による損害は除きます。 ⑬サイバー攻撃 等 (人格権侵害担保特約) ⑭最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為 ⑮被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為 ⑯広告・宣伝活動・放送活動または出版活動 等 (指定管理者特約) ⑰記名被保険者等が管理下財物を他人に引き渡した後に発見されたその財物の損壊等 ⑱管理下財物の使用不能（収益減少を含みます。） ⑲記名被保険者等、またはその代理人またはこれらの者の使用者人が行いまたは加担した管理下財物の盗取または搾取 等</p>
（スポーツ災害補償特約・入院医療補償保険のみ支払特約付帯災害補償保険）スポーツ災害補償保険	<p>補償対象者が保険証券記載のアマチュア・スポーツ活動中または社会教育活動中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、被保険者がその補償対象者に対して一定の災害補償を行う旨の約定に基づき、災害補償金の支払いを負担することによって被る損害に対して、下記の補償保険金を被保険者にお支払いします。</p> <p>①死亡補償保険金：補償対象者が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡し、被保険者が災害補償金の支払責任を負担するととき、1被災者について死亡・後遺障害補償保険金額を限度に被保険者に死亡補償保険金をお支払いします。（1被災者について同一事故による傷害に対してすでに支払った後遺障害補償保険金がある場合は、死亡補償保険金額からすでに支払った金額を控除した残額を限度にお支払いします。） ②後遺障害補償保険金：補償対象者が、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じ被保険者が災害補償金の支払責任を負担するととき、1被災者について後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害補償保険金額の4%～100%を限度に後遺障害補償保険金をお支払いします。なお、1被災者についてお支払いする後遺障害補償保険金の額は死亡・後遺障害補償保険金額が限度となります。 ③医療補償保険金：補償対象者が医師の治療を必要とし、病院または診療所に入院し被保険者が災害補償金の支払責任を負担する場合、入院した治療日数1日につき医療補償保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては医療補償保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「治療日数」は、180日が限度となります。 ※通院のみの場合をお支払い対象外です。 ※医療補償保険金の給付を受けられる期間中、さらに医療補償保険金の給付を受けられるケガをされても、医療補償保険金は重複してお支払いできません。 ※傷害におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金をお支払いの対象となりませんのでご注意ください。</p>	<p>①保険契約者・被保険者（保険の対象となる会員及び準会員）・補償対象者・死亡補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失によるケガ ②補償対象者のけんかや自殺、犯罪行為によるケガ ③補償対象者の妊娠、出産、早産、流産によるケガ ④補償対象者に対する外科的手術などの医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によるケガ ⑤補償対象者の脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ⑥スポーツを職業または職務とする補償対象者が、職業上または職務上行うスポーツ活動中に被ったケガ ⑦補償対象者の無免許運転または酒気帯び運転中に生じた事故によるケガ ⑧大気汚染、水質汚濁等の環境汚染によるケガ ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ⑩戦争、内乱、暴動などによるケガ ⑪核燃料物質の有害な特性などによるケガ ⑫むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの 等</p>

＜指定管理者特約用語の定義＞

用語	定義
記名被保険者等	記名被保険者または指定管理業務の全部または一部を受託した事業者もしくは施設の所有者をいいます。
指定管理業務	地方公共団体による指定に基づいて記名被保険者が行う施設（地方自治法が定める公の施設であって、特別約款に規定する施設をいいます。）の管理業務をいいます。
管理下財物	記名被保険者等が指定管理業務において使用したりまたは管理する財物または磁気的もしくは光学的に記録されたデータもしくはプログラムをいいます。ただし、次のものを含みません。 ア. 記名被保険者等またはその法定代理人（記名被保険者等が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）もしくは使用人が所有する財物（所有権留保条項付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。） イ. 記名被保険者等またはその法定代理人もしくは使用人が指定管理業務以外の目的のために使用する財物 ウ. 建物（門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物を含みます。） エ. 土地に定着している機械装置または設備等の構築物 オ. 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手（料額印面が印刷されたはがきを含みます。）、証書、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型その他これらに類する財物 カ. 自動車、原動機付自転車、航空機または船舶 キ. 記名被保険者等が他人に引き渡す前の商品または製品 ク. 工事用機械 ケ. 動物、植物等の生物
損壊等	損壊、紛失、盗取または詐取をいいます。

II レジャー・サービス施設費用保険 オプション

保険金をお支払いする場合は下記の通りです。

- (1) 保険期間中に発生した火災、落雷、破裂・爆発、風水雪災、ひょう災、対象施設の外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊により対象施設内の建物、工作物等が損害を受けた場合に、被保険者が災害対応費用（「被災者傷害見舞費用」「被災者対応費用」「災害広告費用」）を負担したことによる損害に対し保険金をお支払いします。
- (2) 保険期間中に対象施設内において発生した(1)以外の急激かつ偶然な外来の事故により利用者が身体に傷害を被った場合に被保険者が傷害見舞費用を負担したことによる損害に対しても保険金をお支払いします。

被災者傷害見舞費用・傷害見舞費用	お支払いする保険金		保険金をお支払いしない主な場合
	保険金の種類	支払限度額（被災者1名につき）	
被災者傷害見舞費用・傷害見舞費用	死亡見舞費用	50万円※（傷害の直接の結果として被災者が事故日から180日以内に死亡した場合）	①被災者の故意または重大な過失 ②被災者を受け取るべき者またはその法定代理人の故意または重大な過失 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④戦争、外国の武力行使等 ⑤核燃料物質またはその汚染物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ⑥被災者が事故発生の日から1年を経過した後に負担した費用 ⑦サイバー攻撃 等
	後遺障害見舞費用	50万円×後遺障害の程度に応じた支払割合（4%～100%）を乗じた額（傷害の直接の結果として事故日から180日以内に被災者に後遺障害が生じた場合）	⑧被災者傷害見舞費用・傷害見舞費用、被災者対応費用、災害広告費用共通
	入院見舞費用	入院期間に応じて支払額（傷害の直接の結果として被災者が事故日から180日以内に入院した場合） ○31日以上 10万円 ○15日以上～30日以内 5万円 ○8日以上～14日以内 3万円 ○7日以内 2万円	⑨被災者傷害見舞費用・傷害見舞費用、被災者対応費用についてのみ ⑩被災者の故意または重大な過失 ⑪被災者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ⑫被災者による自動車または原動機付自転車の無免許運転または酒気帯び運転、麻薬等を使用した状態での運転中に生じた事故 ⑬被災者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑭医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛その他の症状 ⑮被保険者が損害賠償金として負担した被災者対応費用および被災者傷害見舞費用および傷害見舞費用 等
	通院見舞費用	通院日数（往診日数を含む）に応じて支払額（傷害の直接の結果として被災者が通院した場合。入院見舞費用保険金が支払われる期間中の通院および事故の日から180日を経過した後の通院については、通院日数に含みません。） ○31日以上 5万円 ○15日以上～30日以内 3万円 ○8日以上～14日以内 2万円 ○7日以内 1万円	
被災者対応費用	※被災者について同一事故による傷害に対して既に支払った後遺障害見舞費用保険金がある場合は、50万円から既に支払った金額を控除した残額を限度とします。		
災害広告費用	被保険者が事故発生の日から1年以内に負担した以下の費用のうち、被保険者が負担することが必要かつやむを得ないものとして正当と認められる部分について保険金をお支払いします。 上記(1)の事故により利用者が身体に傷害を被り、その結果死亡した場合または医師の治療を受けた場合に、被保険者がその被災者に対して負担した次の費用について支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 ①被災者の親族等の現地訪問費用（被災者1名につき2名分を限度とします） ②被保険者の役員・使用人派遣費用 ③被保険者が要した通信費用 ④被災者の親族等との応対関係費用 ⑤被災者捜索・救助費用 ⑥被災者移送・移転費用 ⑦被保険者が営む被災者の葬儀費用		
	被保険者が事故発生の日から1年以内に負担した以下の費用のうち、被保険者が負担することが必要かつやむを得ないものとして正当と認められる部分について保険金をお支払いします。 上記(1)の事故の発生によって被保険者が負担した新聞等におわび広告を掲載するための費用及び休業・営業再開予定について公告する費用について支払限度額を限度にお支払いします。（あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。）		

Ⅲ 受託者賠償責任保険

受託者 賠償 責任 保険	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
	<p>【お支払いする保険金、お支払い方法】</p> <p>(1) 次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。</p> <p>①法 律 上 被 傷 者 に 支 払 う べき 損 害 賠 償 金 (修 理 費 等)</p> <p>※ 損害賠償の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の承認が必要になります。</p> <p>※ 事故が生じた場所および時期における受託物の時価が限度となります。</p> <p>②一 訴 訟 に な っ た 場 合 の 弁 護 士 酬 報 な ら の 爭 訟 費 用</p> <p>※ 引受保険会社の書面による同意が必要になります。</p> <p>③損 害 賠 償 責 任 が な い と 判 明 し た 場 合 に お い て 、 応 急 手 当 、 護 送 、 そ の 他 の 緊 急 措 置 に 要 し た 費 用 ま た は あ ら か じ め 引 受 保 険 会 社 が 書 面 に よ り 同 意 し た 費 用</p> <p>④引 受 保 険 会 社 の 求 め に 応 じ て 、 引 受 保 険 会 社 へ の 協 力 の た め に 支 出 さ れ た 費 用</p> <p>⑤他 人 か ら 損 害 賠 償 を 受 け ら れ る 場 合 に 、 そ の 権 利 の 保 全 ま た は 行 使 手 続 の た め 、 ま た は 既 に 発 生 し た 事 故 に 係 る 損 害 の 発 生 ・ 拡 大 の 防 止 の た め に 、 引 受 保 険 会 社 の 書 面 に よ り 同 意 を 得 て 支 出 し た 必 要 又 は 有 益 な 費 用</p> <p>(2) 保 険 金 の オ 支 払 い 方 法</p> <p>上記①の損害賠償金については、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額 ÷ ①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。</p>	<p>①保 険 契 約 者 、 被 保 険 者 が 行 い 、 ま た は 加 担 し た 盗 取 ・ 証 取</p> <p>②保 険 契 約 者 、 被 保 険 者 が 受 託 物 を 私 的 な 目 的 で 使 用 し て い る 間 に 生 じ た 事 故</p> <p>③自 然 発 火 ま た は 自 然 爆 発 し た 受 託 物 自 体 の 損 壊</p> <p>④自 然 の 消 耗 ま た は 性 質 に よ る 蒸 れ 、 か び 、 腐 食 、 変 色 、 さ び 、 汗 ん れ そ の 他 こ れ に 類 似 の 現 象</p> <p>⑤ね ずみ 食 い 、 虫 食 い の 他 類 似 の 現 象</p> <p>⑥建 物 外 部 か ら 内 部 へ の 雨 ・ 雪 等 の 浸 入 ・ 吹 入</p> <p>⑦受 託 物 が 寄 託 者 に 引 き 渡 さ れ た 後 に 発 見 さ れ た 事 故</p> <p>⑧受 託 物 の 使 用 不 能 (収 益 減 少 を 含 み ま す。)</p> <p>⑨受 託 物 の 修 理 、 点 検 、 加 工 に 関 す る 技 術 の 拙 劣 、 仕 上 が り 不 良</p> <p>⑩受 託 物 の 修 理 、 加 工 そ の 他 の 作 業 の た め に 使 用 す る 機 械 ・ 装 置 の 作 動 不 良 ・ 停 止</p> <p>⑪修 理 、 加 工 そ の 他 の 作 業 の た め に 使 用 す る 受 託 物 の 損 壊 (た だ し 、 火 災 ま た は 爆 発 に よ る も の を 除 き ま す。)</p> <p>⑫サ イ バ エ 攻 撃</p> <p>⑬核 燃 料 物 質 ・ 核 原 料 物 質 ・ 放 射 性 元 素 ・ 放 射 性 同 位 元 素 等 に よ る 有 害 な 特 性 ま た は そ の 作 用 (放 射 能 汚 染 、 放 射 線 障 害 を 含 み ま す。) (た だ し 、 医 学 ・ 産 業 用 の 放 射 性 同 位 元 素 の 使 用 、 貯 藏 、 運 搬 に よ る 損 害 で あ り 、 法 令 違 反 が な か っ た 場 合 は 、 お 支 払 い の 対 象 と な り ま す。)</p> <p>⑭保 険 契 約 者 、 被 保 険 者 の 故 意</p> <p>⑮戦 争 、 变 亂 、 暴 動 、 騒 ジ よ う 、 労 働 爭 议 や お よ び 地 震 、 噴 火 、 洪 水 、 津 波 ま た は 高 潮</p> <p>⑯他 人 と の 特 別 な 約 定 に よ り 加 重 さ れ た 賠 償 責 任</p> <p>⑰排 水 ま た は 排 気 (煙 を 含 み ま す。)</p>

※Bタイプにおいては、受託物を「指定管理施設」と読み替えます。

【用語の意味】このパンフレットで使用する用語の意味は、次のとおりです。

受託物	記名被保険者が管理し、記名被保険者以外の者が所有する財物であって保険証券に記載されたものをいい、次の物を含みません。 ア. 有価証券、印紙、切手（料額印面が印刷されたはがきを含みます。）、証書、帳簿 イ. 稿本、設計書、雑型 ウ. 動物、植物 エ. 土地およびその定着物 オ. その他アからエまでの財物に類する物
-----	---

IV サイバーリスク保険

【用語の意味】このパンフレットで使用する用語の意味は、次のとおりです。

コンピュータシステム	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御・監視・測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁気的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。）をいい、次の行為を含みます。 ア. コンピュータシステムへの不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェア等の不正なプログラムもしくはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。） エ. コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
事故対応期間	被保険者が最初にセキュリティ事故・風評被害事故（定義については、本表の＜セキュリティ事故＞＜風評被害事故＞をご確認ください。）を発見した時から、その翌日以降1年が経過するまでの期間をいいます。
情報の漏えい	電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される次のいずれかの情報の漏えいをいいます。 ア. 個人情報 イ. 法人情報 ウ. アまたはイ以外の公表されていない情報（記名被保険者に関する情報を除きます。）
漏えい	次の事象をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。 ア. 個人情報が被害者以外の第三者に知られたこと（知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。以下同様とします。） イ. 法人情報が被害法人以外の第三者に知られたこと ウ. 個人情報・法人情報以外の公表されていない情報が、第三者（その情報によって識別される者がいる場合は、その者を除きます。）に知られたこと。
セキュリティ事故	次のものをいいます。ただし、イのサイバー攻撃のおそれは、P.20に記載のa. サイバー攻撃対応費用についてのみ含まれるものとします。 ア. 情報の漏えいまたはそのおそれ イ. 記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のうち、アを引き起こすおそれのあるもの
風評被害事故	セキュリティ事故に関する他のインターネット上の投稿・書き込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。
個人情報	記名被保険者以外の個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。 ア. その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法で用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号を除きます。）により特定の個人を識別することができるもの。なお、次のものを含みます。 （ア）氏名のみの情報　　（イ）他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報 イ. 個人識別符号が含まれるもの
個人識別符号	次のものをいいます。 ア.マイナンバー　　イ. 運転免許証番号　　ウ. 旅券番号　　エ. 基礎年金番号　　オ. 保険証番号 カ.アからオまでに規定するもののほか、個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号
法人情報	記名被保険者以外の実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報をいいます。
指定管理業務	記名被保険者が地方公共団体による指定に基づき行う公の施設の管理業務をいいます。

保険金をお支払いする場合は下記の通りです。

- (1) 損害賠償責任に関する補償【サイバーリスク特別約款(賠償責任担保条項) + 情報漏えいリスク限定担保特約 + 指定管理者特約、スポーツファシリティーズ保険制度特約、メール送受信等賠償責任担保特約】
情報の漏えいまたはそのおそれ(指定管理業務に伴って取得したものに限ります。)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。(＊1)
(＊2)
また、メール送受信等賠償責任担保特約が付帯されていますので、被保険者が日本国内において行うホームページの運営・管理業務・電子メールの送受信業務(記名被保険者による指定管理業務に関するものに限ります。)に伴い、次の事由により発生した他人の事業の休止・阻害、プログラム・データの滅失・破損または人格権侵害等(ただし、情報の漏えいまたはそのおそれによるものを除きます。)に起因する賠償責任も補償します。
①コンピュータ・ウイルスの感染 ②他者による不正アクセス ③被保険者が電子メールで発信したプログラム・データのかし
(＊1) 保険金をお支払うのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限ります。
(＊2) 日本国外で発生した情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。

(2) サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償【サイバーリスク特別約款（サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項）+情報漏えいリスク限定担保特約条項+指定管理者特約、スポーツファシリティーズ保険制度特約】

【サイバーセキュリティ事故対応費用（訴訟対応費用以外）】

事故対応期間内に生じた下表記載の費用（その額および用途が社会通念上、妥当であるものに限ります。）を被保険者が負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合に限ります。

【訴訟対応費用】

この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用（その額および用途が社会通念上、妥当であるものに限ります。）を負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限ります。

	お支払とする保険金	保険金をお支払いしない主な場合									
「サイバーリスク特別約款」 損害賠償責任に関する補償 +情報漏えいリスク限定期間中における補償 +特別約款 +損害賠償責任に関する補償 +保険特約 +保険契約 +保険料	<p>お支払いの対象となる損害</p> <p>①法律上の損害賠償金 法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。</p> <p>②訴訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談等も含みます。）</p> <p>③協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用</p> <p>支払限度額等</p> <p>損害賠償責任に関する補償で引受保険会社がお支払いする保険金は、法律上の損害賠償金については、ご加入時に設定した支払限度額（1請求・保険期間中ごとの設定）が限度となります。また、損害賠償責任に関する補償でお支払いするすべての保険金（本ページ記載の法律上の損害賠償金および費用）を合算して、ご加入時に設定した支払限度額（保険期間中）が限度となります。 ※実際の支払限度額の設定金額はP.7をご確認ください。</p> <p>※この保険契約においてお支払いする保険金の額は、(1) 損害賠償責任に関する補償・(2) サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償およびその他の特約条項でお支払いするすべての保険金を合算して、上記の支払限度額（保険期間中）が限度となります。</p> <p>お支払する保険金</p> <p>【①法律上の損害賠償金】 合計額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>【②・③の費用】 合計額に対して、保険金をお支払いします。</p>	<p>この保険では、次の事由による損害等に対しては、保険金をお支払いできません。 ※ここでは主な場合のみを記載しています。</p> <p>（共通）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険金の支払を行うことにより引受保険会社が次の制裁・禁止・規制・制限を受けるおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> ア. 國際連合の決議に基づく制裁等 イ. 歐州連合・日本国・グレートブリテン及び北アイルランド連合王国・アメリカ合衆国の貿易または経済に関する制裁等 ウ. アまたはイ以外の制裁等 ・次の事由 <ul style="list-style-type: none"> ア. 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱その他のこれらに類似の事変または暴動 イ. アの過程または直接的な準備として行われる国家間と型サイバー攻撃 ウ. 被害国家における次のいずれかの事項に重大な影響を及ぼす国家関与型サイバー攻撃 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 重要インフラサービスの利用、提供または維持 (イ) 安全保障・防衛 ・核燃料物質（使用済燃料を含みます。）またはこれによって汚染された物（原核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用 ・保険契約者または被保険者の故意 ・地震、噴火、津波、洪水、高潮 ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 ・保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由 ・次の行為 <ul style="list-style-type: none"> ア. 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行為 イ. 被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為のうち、被保険者が他人の営業上の権利または利益を侵害することを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行われた行為 									
「サイバーリスク特別約款」 サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償 +情報漏えいリスク限定期間中における補償 +特別約款 +セキュリティ事故対応費用に関する補償 +事故対応費用担保条項	<p>【訴訟対応費用】</p> <p>お支払いの対象となる費用と支払限度額等</p> <p>損害額に縮小支払割合を乗じた金額を、下表「各費用固有の支払限度額」欄記載の金額を限度に保険金としてお支払いします。</p> <p>※すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、下表「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。</p> <p>※この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、損害賠償責任に関する補償の「支払限度額（保険期間中）」が限度となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">訴訟対応費用の定義</th> <th rowspan="2">縮小支払割合</th> <th colspan="2">支払限度額</th> </tr> <tr> <th>各費用固有の支払限度額</th> <th>費用全体の支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 次の費用のうち、この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 記名被保険者の使用者の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用者の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用 </td> <td>100%</td> <td> 1請求・保険期間中 1,000万円 1事故（＊1）・ 保険期間中 3,000万円 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(*1) 訴訟対応費用については1請求となります。</p>	訴訟対応費用の定義	縮小支払割合	支払限度額		各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額	次の費用のうち、この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 記名被保険者の使用者の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用者の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用 	100%	1請求・保険期間中 1,000万円 1事故（＊1）・ 保険期間中 3,000万円	<p>この保険では、次の事由による損害等に対しては、保険金をお支払いできません。 ※ここでは主な場合のみを記載しています。</p> <p>（共通）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険金の支払を行うことにより引受保険会社が次の制裁・禁止・規制・制限を受けるおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> ア. 國際連合の決議に基づく制裁等 イ. 歐州連合・日本国・グレートブリテン及び北アイルランド連合王国・アメリカ合衆国の貿易または経済に関する制裁等 ウ. アまたはイ以外の制裁等 ・次の事由 <ul style="list-style-type: none"> ア. 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱その他のこれらに類似の事変または暴動 イ. アの過程または直接的な準備として行われる国家間と型サイバー攻撃 ウ. 被害国家における次のいずれかの事項に重大な影響を及ぼす国家関与型サイバー攻撃 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 重要インフラサービスの利用、提供または維持 (イ) 安全保障・防衛 ・核燃料物質（使用済燃料を含みます。）またはこれによって汚染された物（原核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用 ・保険契約者または被保険者の故意 ・地震、噴火、津波、洪水、高潮 ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 ・保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由 ・次の行為 <ul style="list-style-type: none"> ア. 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行為 イ. 被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為のうち、被保険者が他人の営業上の権利または利益を侵害することを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行われた行為
訴訟対応費用の定義	縮小支払割合			支払限度額							
		各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額								
次の費用のうち、この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 記名被保険者の使用者の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用者の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用 	100%	1請求・保険期間中 1,000万円 1事故（＊1）・ 保険期間中 3,000万円									

お支払いする保険金					保険金をお支払いしない主な場合
サイバーセキュリティ事故対応費用（訴訟対応費用以外）					
お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等					
各費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を、下表「各費用固有の支払限度額」欄記載の金額を限度に保険金としてお支払いします。 ※すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、下表「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。 ※この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、損害賠償責任に関する補償の「支払限度額（保険期間中）」が限度となります。					
費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額		
a. 対サバイバー費用攻撃	セキュリティ事故に対応するための次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報（＊1）によって発見されていたときに支出する費用に限ります。 ア. コンピュータシステム遮断費用 サイバー攻撃またはそのそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ. サイバー攻撃の有無確認費用 サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限ります。	100%	1事故・ 保険期間中 3,000万円 （＊4）		
b. 費用範囲因被害	セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。				
c. 相談費用	セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。（＊2） ア. 弁護士費用 弁護士報酬（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。）をいいます。ただし、次のものを除きます。 （ア）保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬 （イ）刑事事件に関する委任にかかる費用 （ウ）[e. その他事故対応費用 c. 損害賠償請求費用] の費用 イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。） ウ. 風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用（アおよびイを除きます。）				
d. コンピュータシステム復旧費用	次の費用をいいます。（＊2）なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。 ア. データ等復旧費用 セキュリティ事故により消失・破壊・改ざん等の損害を受けた、記名被保険者が使用または管理するデータ・ソフトウェア・プログラム・ウェブサイトの復元・修復・再製作・再取得にかかる費用 イ. コンピュータシステム損傷対応費用 セキュリティ事故により記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷（機能停止等の使用不能を含みます。以下同様とします。）が発生した場合に要した次の費用 （ア）コンピュータシステムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器（移動電話等の携帯式通信機器・ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらとの付属品を除きます。）ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用 （イ）損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用（敷金その他の賃貸契約終了時に返却されるべき一時金および復旧期間を超える期間に応する費用を除きます。）ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用（付随する土地の賃借費用を含みます。）および撤去費用	100%	1事故・ 保険期間中 3,000万円		
e. その他事故対応費用	次のアからコの費用をいいます。ただし、a～dおよびf、訴訟対応費用を除きます。 ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用者の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用者の交通費または宿泊費 ウ. 通信費・コードセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫び状の作成費用または通信業務をコードセンター会社に委託する費用。ただし、工に規定するものを除きます。 エ. 個人情報漏えい通知費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を通知するため直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫び状の作成に直接必要な費用 オ. 社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用（説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。）ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。 カ. 個人情報漏えい見舞費用（＊2） 公表等の措置（＊3）により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対する謝罪のために支出する次の費用 （ア）見舞金 （イ）金券（保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。）の購入費用 （ウ）見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。） キ. 法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対する謝罪のために支出する見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。）ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置（＊3）によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限ります。 ク. クレジット情報モニタリング費用（＊2） セキュリティ事故によりクレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者が知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用 ケ. 公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 （ア）弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬、および刑事事件に関する委任にかかる費用を除きます。） （イ）通信費 （ウ）記名被保険者の役員・使用者の交通費または宿泊費 （エ）コンサルティング費用（＊2） コ. 損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関して損害賠償請求を行うための争訟費用	100%	被害人1名につき 1,000円	1事故・ 保険期間中 3,000万円	
f. 上再発費用	同種のセキュリティ事故による損害の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をいい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用・再発防止策の結果または実施状況に関する報告書の作成費用を含みます。（＊2） （＊3）次のいずれかをいいます。 ①公的機関に対する届出または報告等（文書によるものに限ります。） ②新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道 ③被害者または被害法人事に対する詫び状の送付④公的機関からの通報 （＊4）a. サイバー攻撃対応費用、b. 原因・被害範囲調査費用、c. 相談費用で共有します。 （＊5）訴訟対応費用について1つ請求となります。	90%	1事故・ 保険期間中 1,000万円		

（共通（づき））

- ・被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- ・他人の身体の障害
- ・他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐取。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- ・被保険者の業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合
- ・所定の期日までに被保険者の業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。
ア. 火災、破裂または爆発
イ. 急激かつ不測の事故による、記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムの損壊または機能停止
- ・特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- ・記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
- ・記名被保険者の直接の管理下にない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害
- ・被保険者が放送業または新聞・出版・広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版
- ・被保険者の暗号資産交換業の遂行に関する事由
- ・被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置（被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。）のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。）
- ・被保険者が業務の結果を保証することにより加重された賠償責任およびこれに伴って生じる費用
- ・罰金、料科、過料、罰徴金、制裁金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金その他これらに類するもの（被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわりません。）
- ・被保険者相互間における損害賠償請求
- ・被保険者が他人に情報を提供または情報の取り扱いを委託したことによる情報の漏えいにあたるとしてなされた損害賠償請求

【損害賠償責任に関する補償】

- ・記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業を営む者である場合は、次の賠償責任
ア. 電磁的方法により記録される金額等に応ずる対価を得て発行された証票等または番号・記号その他の符号の不正な操作・移動に起因する賠償責任
イ. 不正な為替取引・資金移動に起因する賠償責任

（メール送受信等賠償責任担保特約条項固有）

- ・ソフトウェア開発・プログラム作成
- ・対象業務の履行不能・履行遅滞
- ・被保険者以外の者に販売、納入または引き渡したコンピュータシステムの不具合
- ・被保険者以外の者から管理またはメンテナンスを受託したコンピュータシステムの不具合

〈ご参考〉掛金表内訳

① スポーツファシリティーズ保険（賠償責任保険・スポーツ災害補償保険部分）掛金内訳表

掛金の中の保険料率と制度維持費の内訳は下表のとおりです。掛金合計（スポーツファシリティーズ保険ご加入者のご負担金）はP.8～9をご参照ください。

〈一般体育施設〉

(単位：円)

施設コード	施設の種類	掛金算出基礎	タイプA		タイプB		タイプC		タイプD		
			保険料率	制度維持費	保険料率	制度維持費	保険料率	制度維持費	保険料率	制度維持費	
01	01	水泳プール・アイススケート場	入場者1名につき	1.83	0.03	1.48	0.03	1.62	0.03	1.27	0.03
	02										
02	01	屋外体育施設	体育施設の敷地面積1m ² につき	4.00	0.05	2.20	0.05	3.68	0.04	1.88	0.04
	02		上記以外の敷地面積1m ² につき	0.85	0.02	0.74	0.02	0.75	0.01	0.64	0.01
03	01	屋内体育施設 (建築面積7,000m ² 未満)	体育を行う床面積1m ² につき	82.91	1.14	55.91	1.14	74.89	0.98	47.89	0.98
	02		上記以外の床面積1m ² につき	8.66	0.18	8.66	0.18	7.43	0.15	7.43	0.15
	01	健康増進施設	体育を行う床面積1m ² につき	82.91	1.14	55.91	1.14	74.89	0.98	47.89	0.98
	02		上記以外の床面積1m ² につき	8.66	0.18	8.66	0.18	7.43	0.15	7.43	0.15
04	01	各種公園・キャンプ場	敷地面積1m ² につき	0.85	0.02	0.74	0.02	0.75	0.01	0.64	0.01
05	01	宿泊施設	屋内延べ面積1m ² につき	15.02	0.19	9.52	0.19	13.65	0.17	8.15	0.17
06	01	ゴルフ場	敷地面積1haにつき	480.17	6.53	320.17	6.53	434.40	5.60	274.40	5.60
	02		屋内延べ面積1m ² につき	14.46	0.18	8.96	0.18	13.17	0.16	7.67	0.16
	03		ゴルフカード1台につき	—	—	17787.98	363.02	—	—	13733.72	280.28
07	01	スキーコース	敷地面積1haにつき	11022.58	31.07	1522.58	31.07	10804.38	26.62	1304.38	26.62
	02		付属ロッジ	15.02	0.19	9.52	0.19	13.65	0.17	8.15	0.17
	03		ジャンプ台	19.93	0.23	11.41	0.23	18.29	0.20	9.77	0.20
	04		人工スキーコース	1.83	0.03	1.48	0.03	1.62	0.03	1.27	0.03
	05		リフト・ロープトート等	695.02	13.06	640.02	13.06	603.33	11.19	548.33	11.19
08	01	ボート場	ボート場として使用される水面積1m ² あたり	0.85	0.02	0.74	0.02	0.75	0.01	0.64	0.01
	02		ボート	2881	8	381	8	2823	7	323	7
	03		艇庫・休憩施設	13.42	0.16	7.92	0.16	13.17	0.16	7.67	0.16
09	01	アスレチックコース	敷地面積1m ² につき	4.00	0.05	2.20	0.05	3.68	0.04	1.88	0.04
10	01	ハイキングコース等・ジョギングコース・オリエンテーリングコース	コース1mにつき	1.69	0.03	1.47	0.03	1.48	0.03	1.26	0.03
11	01	ヨットハーバー	水面積1m ² につき	20.42	0.23	11.22	0.23	18.81	0.20	9.61	0.20
	02		1隻につき	2881	8	381	8	2823	7	323	7
	03		敷地面積1m ² につき	4.00	0.05	2.20	0.05	3.68	0.04	1.88	0.04
12	01	海水浴場等 河川・湖沼の遊技場	砂浜・岸辺および遊泳区域の面積1m ² につき	5.97	0.07	3.22	0.07	5.51	0.06	2.76	0.06
	02		—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	01	駐車場	敷地面積1m ² につき	—	—	0.74	0.02	—	—	0.64	0.01
14	01	屋内体育施設 (建築面積7,000m ² 以上)	体育施設の床面積1m ² につき	6.38	0.09	4.58	0.09	5.73	0.08	3.93	0.08
	02		上記以外の床面積1m ² につき	0.85	0.02	0.74	0.02	0.75	0.01	0.64	0.01
15	01	文化施設	施設内建物総床面積1m ² につき	—	—	8.16	0.17	—	—	6.32	0.13
	02	福祉施設	—	—	29.77	0.61	—	—	—	22.99	0.47
16	01	スポーツクライミング施設（屋外）	敷地面積1m ² につき	85.32	1.70	83.52	1.70	66.91	1.33	65.11	1.33
	02	スポーツクライミング施設（屋内）	—	110.52	1.70	83.52	1.70	92.11	1.33	65.11	1.33

〈学校開放中の学校体育施設〉

(単位：円)

施設コード	施設の種類	掛金算出基礎	タイプA		タイプB		タイプC		タイプD		
			保険料率	制度維持費	保険料率	制度維持費	保険料率	制度維持費	保険料率	制度維持費	
a	01	屋内体育施設・屋外体育施設	1校につき	30650	432	21150	432	27620	370	18120	370
b	01	プール	開放中の入場者1人につき	1.66	0.03	1.31	0.03	1.51	0.02	1.16	0.02

（一般体育施設）

(単位:円)

施設コード			施設の種類	掛金 算出基礎	タイプE		タイプF		タイプG		タイプH		
施設 グループ コード	詳細 施設 コード	基礎 単位 コード			保険料率	制度 維持費	保険料率	制度 維持費	保険料率	制度 維持費	保険料率	制度 維持費	
01	01	01	水泳プール・アイススケート場	入場者1名につき	1.40	0.02	1.05	0.02	1.07	0.01	0.72	0.01	
	02	01	ローラースケート場・射撃場・アーチェリー場・弓道場等										
02	01	01	屋外体育施設	体育施設の敷地面積1m ² につき	3.38	0.03	1.58	0.03	2.97	0.02	1.17	0.02	
		02		上記以外の敷地面積1m ² につき	0.64	0.01	0.53	0.01	0.51	0.01	0.40	0.01	
03	01	01	屋内体育施設 (建築面積7,000m ² 未満)	体育を行う床面積1m ² につき	66.49	0.81	39.49	0.81	54.43	0.56	27.43	0.56	
		02		上記以外の床面積1m ² につき	6.21	0.13	6.21	0.13	4.56	0.09	4.56	0.09	
	02	01	健康増進施設	体育を行う床面積1m ² につき	66.49	0.81	39.49	0.81	54.43	0.56	27.43	0.56	
		02		上記以外の床面積1m ² につき	6.21	0.13	6.21	0.13	4.56	0.09	4.56	0.09	
04	01	01	各種公園・キャンプ場	敷地面積1m ² につき	0.64	0.01	0.53	0.01	0.51	0.01	0.40	0.01	
05	01	01	宿泊施設	屋内延べ面積1m ² につき	12.29	0.14	6.79	0.14	10.24	0.10	4.74	0.10	
06	01	01	ゴルフ場	ゴルフ場	敷地面積1haにつき	389.32	4.68	229.32	4.68	324.64	3.36	164.64	3.36
	02	02		クラブハウス	屋内延べ面積1m ² につき	11.85	0.13	6.35	0.13	9.91	0.09	4.41	0.09
	03	03		ゴルフカート	1台につき	—	—	9974.44	203.56	—	—	6805.12	138.88
07	01	01	スキー場	スキー場	敷地面積1haにつき	10582.90	22.10	1082.90	22.10	10245.78	15.22	745.78	15.22
	02	02		付属ロッジ	屋内延べ面積1m ² につき	12.29	0.14	6.79	0.14	10.24	0.10	4.74	0.10
	03	03		ジャンプ台	敷地面積1m ² につき	16.72	0.17	8.20	0.17	14.50	0.12	5.98	0.12
	04	04		人工スキー場	入場者1名につき	1.40	0.02	1.05	0.02	1.07	0.01	0.72	0.01
	05	05		リフト・ロープトート等	定員1名につき	508.79	9.26	453.79	9.26	365.89	6.34	310.89	6.34
08	01	01	ボート場	ボート場	ボート場として使用される水面積1m ² あたり	0.64	0.01	0.53	0.01	0.51	0.01	0.40	0.01
	02	02		ボート	1隻につき	2794	6	294	6	2765	5	265	5
	03	03		艇庫・休憩施設	屋内延べ面積1m ² につき	11.85	0.13	6.35	0.13	9.91	0.09	4.41	0.09
09	01	01	アスレチックコース	敷地面積1m ² につき	3.38	0.03	1.58	0.03	2.97	0.02	1.17	0.02	
10	01	01	ハイキングコース等・ジョギングコース・オリエンテーリングコース	コース1mにつき	1.27	0.02	1.05	0.02	0.99	0.02	0.77	0.02	
11	01	01	ヨットハーバー	水面積1m ² につき	17.14	0.16	7.94	0.16	15.29	0.12	6.09	0.12	
		02		1隻につき	2794	6	294	6	2765	5	265	5	
		03		敷地面積1m ² につき	3.38	0.03	1.58	0.03	2.97	0.02	1.17	0.02	
12	01	01	海水浴場等	砂浜・岸边および遊泳区域の面積1m ² につき	5.12	0.05	2.37	0.05	4.46	0.04	1.71	0.04	
		02											
13	01	01	駐車場	敷地面積1m ² につき	—	—	0.53	0.01	—	—	0.40	0.01	
14	01	01	屋内体育施設 (建築面積7,000m ² 以上)	体育施設の床面積1m ² につき	5.10	0.07	3.30	0.07	4.23	0.05	2.43	0.05	
		02		上記以外の床面積1m ² につき	0.64	0.01	0.53	0.01	0.51	0.01	0.40	0.01	
15	01	01	文化施設	施設内建物総床面積1m ² につき	—	—	4.72	0.10	—	—	3.44	0.07	
		02	福祉施設		—	—	16.82	0.34	—	—	11.65	0.24	
16	01	01	スポーツクライミング施設(屋外)	敷地面積1m ² につき	49.93	0.98	48.13	0.98	35.92	0.70	34.12	0.70	
	02	02	スポーツクライミング施設(屋内)		75.13	0.98	48.13	0.98	61.12	0.70	34.12	0.70	

（学校開放中の学校体育施設）

(単位:円)

施設コード			施設の種類	掛金 算出基礎	タイプE		タイプF		タイプG		タイプH	
施設 グループ コード	詳細 施設 コード	基礎 単位 コード			保険料率	制度 維持費	保険料率	制度 維持費	保険料率	制度 維持費	保険料率	制度 維持費
a	01	01	屋内体育施設・屋外体育施設	1校につき	25454	326	15954	326	20574	226	11074	226
b	01	01	プール	開放中の入場者1人につき	1.40	0.02	1.05	0.02	1.04	0.01	0.69	0.01

保険金請求先(東京海上日動損害サービス課)一覧

もしもの事故の際は、「担当代理店」もしくは、下表の東京海上日動火災保険（株）の損害サービス課（サービスセンター）へご連絡ください。

その際には必要情報を伝えください。

(該当保険名：スポーツファシリティーズ保険、加入者番号、施設名、始期月)

都道府県名	部署名	TEL	FAX
北海道	北海道損害サービス部火災新種損害サービス課	011-271-4817	050-3730-6792
青森	東北損害サービス部火災新種損害サービス課	022-225-5012	050-3730-6977
岩手			
秋田			
宮城			
山形			
福島			
新潟	北関東・信越損害サービス部火災新種損害サービス課	048-650-8550	050-3730-6904
長野			
群馬			
栃木			
茨城			
千葉	東関東損害サービス部火災新種損害サービス課	043-299-5314	050-3730-6880
埼玉	埼玉損害サービス部火災新種損害サービスチーム	048-650-8433	050-3730-6850
東京	本店損害サービス部火災新種損害サービス室第2チーム	03-3515-7503	050-3385-7613
神奈川	神奈川損害サービス部横浜損害サービス第4チーム	045-224-3600	050-3385-7410
山梨	首都損害サービス部火災新種損害サービス室	03-6628-7500	050-3730-6940
静岡	静岡損害サービス部火災新種損害サービスチーム	054-254-0216	050-3385-7419
富山	北陸損害サービス部火災新種損害サービス課	076-233-7065	050-3730-7070
石川			
福井			
愛知	名古屋損害サービス第一部火災新種損害サービス第一課	052-201-9641	050-3730-7174
岐阜			
三重	名古屋損害サービス第一部火災新種損害サービス第三課	052-201-1357	050-3730-7056
京都	京滋損害サービス部火災新種損害サービス課	075-241-1169	050-3385-7524
滋賀			
大阪			
奈良			
和歌山			
兵庫	関西火災新種損害サービス部火災新種損害サービス第1チーム	06-6203-0685	050-3385-7592
岡山	中国損害サービス部火災新種損害サービス室	06-6910-6120	050-3385-7589
鳥取			
島根			
広島			
山口			
香川	四国損害サービス部火災新種損害サービスチーム	078-333-7166	050-3385-7547
徳島			
高知			
愛媛			
福岡			
佐賀	九州損害サービス第一部火災新種損害サービス課	092-281-8146	050-3730-7109
長崎			
熊本			
大分			
宮崎			
鹿児島	九州損害サービス第二部火災新種損害サービスチーム	096-300-8627	050-3730-7147
沖縄			

夜間・休日	東京海上日動安心110番	0120-720-110	—
-------	--------------	--------------	---

(2025年12月1日現在)

ご加入に際して

●ご加入の際のご注意

告知義務：加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

各市町村におかれましては、「全国市長会市民総合賠償保険」および「全国町村会総合賠償保険制度」にご加入されている場合がございます。これらの制度を含む他の保険契約等がある場合は、加入依頼書の告知事項申告欄にご記入ください。代理店には告知受領権があります。

告知事項は、以下の事項となります（詳細は加入依頼書等をご確認ください。）

- ・補償の対象となる活動の範囲（施設の明細（種類））
 - ・算出基礎数字
 - ・他の保険契約等*を締結されている場合には、その内容（同時に申し込む契約を含みます。）
- *「他の保険契約等」とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

●補償の重複に関するご注意：補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

通知義務

〈施設賠償責任保険、受託者賠償責任保険〉

ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

〈スポーツ災害補償保険〉

加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご加入の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。この保険の普通保険約款では、通知事項は、以下の事項となります（詳細は加入依頼書等をご確認ください。）。

- ・補償の対象となる活動の範囲（施設の種類が変更となる場合等）
- ・算出基礎数字

また、変更の内容によって、ご契約を解除する場合がございます。

〈レジャー・サービス施設費用保険、サイバーリスク保険〉

ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によって、ご契約を解除する場合がございます。

他の保険契約等がある場合：〈施設賠償責任保険、受託者賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険、サイバーリスク保険〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

- ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合は、他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
- ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合は、損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

●保険金請求の際のご注意：責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第2項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

●代理店の業務：代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

●その他留意事項

このパンフレットは施設賠償責任保険、受託者賠償責任保険、スポーツ災害補償保険、レジャー・サービス施設費用保険、サイバーリスク保険の内容についてご紹介したもので、ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願いいたします。

万一事故が発生したときは

1. 事故発生の通知

〈施設賠償責任保険、受託者賠償責任保険、サイバーリスク保険（下記以外）〉

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となるうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることができますのでご注意ください。なお、サイバーリスク保険では、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

〈サイバーリスク保険（サイバーリスク特別約款（サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項）+情報漏えいリスク限定担保特約条項で補償対象となる費用（訴訟対応費用を除く））〉

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることができますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

- (注) 〈示談交渉サービスは行いません〉：施設賠償責任保険、受託者賠償責任保険、サイバーリスク保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、加入者（被保険者）ご自身に、被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置きください。
なお、引受保険会社の承認を得ないで、ご加入者側で示談締結をなされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますので、ご注意ください（賠償責任保険普通保険約款）。
賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の承認が必要となります。

〈レジャー・サービス施設費用保険〉

- (1) ご契約者または被保険者が事故の発生を知った場合は、事故発生の日から30日以内に事故発生の状況ならびに他の保

スポーツファシリティーズ保険（施設賠償責任保険+スポーツ災害補償保険）は、下記の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険（株）が幹事引受保険会社となり、他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受割合につきましては、（公財）日本スポーツ施設協会までご確認ください。

なお、受託者賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険、サイバーリスク保険につきましては、東京海上日動火災保険（株）1社での引受となっております。

〈引受保険会社（2025年11月現在）〉

あいおいニッセイ同和 損害保険ジャパン 大同火災 三井住友海上 東京海上日動（幹事引受保険会社）

険契約等の有無および内容を引受保険会社に書面により通知し、引受保険会社が説明を求めるときはこれに応じ、身体の診察または死体の検査を求めるときはこれに協力しなければなりません。

- (2) 正当な理由なく、(1) の規定に違反した場合は、引受保険会社は、それによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。

〈スポーツ災害補償保険〉

保険事故が発生したときは、30日以内に事故発生状況を、書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。補償対象者がケガを被ったとき、既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金を削減することができます。

また、上記いずれの保険も保険金請求権には、時効（3年）がございますので、ご注意ください。

2. 保険金の請求

賠償責任の承認または保険金請求は、事故があった体育・スポーツ施設（保険加入者）が下記の書類を直接東京海上日動損害サービス課（P.23ご参照）へ提出してください。なお、記入方法等で不明な点がございましたら、ご遠慮なく取扱代理店または引受保険会社へご照会ください。

賠償事故の場合

- ① 保険金請求書 ② 示談書・示談金領収書
③ その他保険会社が必要とする書類

見舞金事故の場合

- ① 保険金請求書 ② 診断書（注）
③ 補償金（見舞金）給付決定通知書
④ その他保険会社が必要とする書類

- (注) 見舞金事故で、治療期間が39日以内の場合には、所定の用紙以外の診断書によってもかまいません。また、保険金お支払い後30日以内に被災者の見舞金領収書をご提出ください。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）



03-4332-5241（全国共通）

受付時間：午前9時15分～午後5時
(土日祝・年末・年始を除きます。)

MEMO

MEMO

●重要事項説明書の内容については、右のQRコードまたは以下のURLからのアクセス先に掲載の重要事項説明書より確認ください。
(重要事項説明書は印刷またはダウンロードし、保管されることをおすすめいたします。)
URL https://www9.jp-sfa.jp/sf_insurance/

●重要事項説明書の書面をご希望の方は以下に記載の取扱代理店までご連絡ください。
※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



スポーツファシリティーズ保険商品改定のご案内

①施設賠償責任保険について2026年1月1日以降始期契約より、②スポーツ災害補償保険について2025年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。主な改定点は以下のとおりとなりますので、今年度募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

変更する補償	改定項目	概要
①施設賠償責任保険	免責事由（保険金をお支払いしない場合）の改定	「保険金をお支払いしない場合」として規定している「建物外部から内部への雨・雪等の侵入・吹込みによって生じた損害」を廃止します。
②スポーツ災害補償保険	熱中症の補償追加	昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、熱中症を補償対象とします。

契約者

(公財)日本スポーツ施設協会

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨2-7-14 巣鴨スポーツセンター別館3階
TEL. 03-5972-1983

—<お問い合わせ先>—

取扱代理店

幹事代理店
海上商事株式会社

東京都渋谷区代々木2-11-15
新宿東京海上日動ビルディング
〒151-0053
Tel. 03-3320-4501(代表)

引受保険会社（幹事保険会社）



東京海上日動火災保険株式会社

担当課 公務第二部文教公務
東京都千代田区三番町6-4 〒102-8014
Tel. 03-3515-4133